

令和 5 年

第 2 回美浜町議会臨時会会議録

令和5年5月11日 開会

令和5年5月11日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和5年第2回美浜町議会臨時会会議録目次

5月11日(木曜日)第1号

議 事 日 程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
臨 時 議 長 の 指 名	2
開 会 及 び 会 議 の 宣 告	2
仮 議 席 の 指 定	2
美 浜 町 議 会 議 長 の 選 挙	2
議 席 の 指 定	5
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	5
会 期 の 決 定	5
美 浜 町 議 会 副 議 長 の 選 挙	5
所 信 表 明 に つ い て	7
美 浜 町 議 会 常 任 委 員 会 委 員 及 び 議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 選 任	8
知 多 南 部 衛 生 組 合 議 会 議 員 の 選 挙	9
知 多 南 部 消 防 組 合 議 会 議 員 の 選 挙	10
知 多 南 部 広 域 環 境 組 合 議 会 議 員 の 選 挙	10
承 認 第 1 号 从 同 意 第 2 号 以 下 6 件 一 括 (提 案 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決)	11
発 議 第 5 号 (提 案 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決)	17
議 会 広 報 特 別 委 員 会 委 員 の 選 任	18
議 会 閉 会 中 の 継 続 調 査 事 件 に つ い て	19
閉 会	20

令和5年5月11日（木曜日）

第2回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年5月11日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 美浜町議会議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定
日程第6 美浜町議会副議長の選挙
日程第7 所信表明について
日程第8 美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙
日程第10 知多南部消防組合議会議員の選挙
日程第11 知多南部広域環境組合議会議員の選挙
日程第12 承認第1号 専決処分事項の報告承認について
承認第2号 専決処分事項の報告承認について
承認第3号 専決処分事項の報告承認について
議案第26号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号）
議案第27号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
同意第2号 美浜町監査委員の選任について
日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第12まで同じにつき省略
追加日程第1 発議第5号 議会広報特別委員会の設置について
追加日程第2 議会広報特別委員会委員の選任
日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 都 筑 新 悟 君 | 2番 | 茶 谷 佳 宏 君 |
| 3番 | 大 寄 暁 美 君 | 4番 | 丸 田 博 雅 君 |
| 5番 | 橋 場 友 昭 君 | 6番 | 野 田 謙 弥 君 |
| 7番 | 中 須 賀 敬 君 | 8番 | 森 川 元 晴 君 |
| 9番 | 廣 澤 毅 君 | 10番 | 荒 井 勝 彦 君 |
| 11番 | 大 岩 靖 君 | 12番 | 野 田 増 男 君 |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

- | | | | |
|---------|-------------|-------------|-----------|
| 町 長 | 八 谷 充 則 君 | 副 町 長 | 杉 本 康 寿 君 |
| 教 育 長 | 伊 藤 守 君 | 総 務 部 長 | 中 村 裕 之 君 |
| 厚 生 部 長 | 高 橋 ふ じ 美 君 | 産 業 建 設 部 長 | 宮 原 佳 伸 君 |

教育部長	夏目 勉 君	総務課長	百合草俊晴 君
秘書課長	大松 知彰 君	企画課長	戸田 典博 君
防災課長	富谷 佳成 君	税務課長	小島 康資 君
住民課長	藪井 幹久 君	福祉課長	三枝美代子 君
健康・子育て課長	下村 充功 君	環境課長	谷川 雅啓 君
産業課長	三枝 利博 君	建設課長	茶谷 昇司 君
都市整備課長	平野 和紀 君	水道課長	竹内 健治 君
会計管理者	宮崎 典人 君	学校教育課長	近藤 淳広 君
生涯学習課長	山本 圭介 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 富谷 佳宏 君 議会係主査 江本 真実 君

[午前9時00分 開会]

○議会事務局長（富谷佳宏君）

皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、初の議会であります。このため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、最年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の臨時会の出席議員中、丸田博雅議員が最年長でありますので、臨時議長として紹介させていただきます。議長が選挙されるまでの間、議長の職務をお願いします。

丸田博雅議員、議長席へ着席願います。

[丸田博雅議員 議長席へ登席]

○臨時議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議会事務局長から紹介いただきまして、最年長ということで臨時の議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、会議に先立ち、お知らせいたします。美浜町議会では、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されたことから、マスクの着用は個人の判断とし、議場に設置されていた飛沫防止用アクリル板も撤去しましたので、冒頭、お伝えさせていただきます。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回美浜町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（丸田博雅君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 美浜町議会議長の選挙

○臨時議長（丸田博雅君）

日程第2、美浜町議会議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。議場の出入口を閉鎖します。

[事務局職員 議場出入口施錠]

○臨時議長（丸田博雅君）

ただいまの出席議員は、12名であります。

ここで、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員を指名します。投票用紙を配布します。

〔事務局職員 投票用紙を全議員に配布〕

○臨時議長（丸田博雅君）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸田博雅君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔事務局職員が壇上で投票箱を点検し、臨時議長及び議員席に向けて、投票箱の中がカラであることを確認させる。〕

○臨時議長（丸田博雅君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、地方自治法第118条の規定に、公職選挙法第68条の2で規定する按分規定は除外されております。同姓の方がみえるので姓のみの記載票は、無効票となりますので、御了承願います。

ただいまから投票を行います。1番 都筑新悟議員から順に、議席の番号順に順次投票願います。

〔都筑新悟議員から順に投票、投票中は議長が投票口を目視確認〕

〔他の議員の投票が終わり、事務局職員が議長席へ投票箱を掲げ、臨時議長が最後に投票〕

○臨時議長（丸田博雅君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸田博雅君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員、開票の立会をお願いします。

〔都筑新悟議員・野田増男議員 壇上の投票箱前で開票立会〕

〔事務局職員が開票作業を行い、開票結果確認表を作成、議会事務局長へ渡す。〕

〔議会事務局長は、開票結果確認表と開被した投票用紙を確認し、臨時議長に報告。〕

○臨時議長（丸田博雅君）

立会人、よろしいですか。

〔都筑新悟議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ〕

○臨時議長（丸田博雅君）

立会人は席に戻ってください。

〔立会人が自席へ着席〕

○臨時議長（丸田博雅君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票、そのうち有効投票12票、無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、大岸晁美議員6票、荒井勝彦議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。大嵯暁美議員と荒井勝彦議員の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、クジで当選者を決定することになっております。

○臨時議長（丸田博雅君）

大嵯暁美議員と荒井勝彦議員が、議場におられますので、クジを引いていただきます。クジは2回引きます。1回目は、クジを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選者を決定するためのものです。クジは、こよりで行います。

大嵯暁美議員、荒井勝彦議員、壇上にお越しく下さい。1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員、クジの立ち会いをお願いします。

まず、クジを引く順序を決めるクジを行います。2本のクジの内、先端が赤く塗られた方を引いた被選挙人を、当選人決定のクジを引く第一位者とします。

大嵯暁美議員と荒井勝彦議員、クジを引いてください。

立会人、よろしいですか。

[都筑新悟議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ]

○臨時議長（丸田博雅君）

クジを引く順序が決定しましたので報告します。第一位者に大嵯暁美議員、第二位者に荒井勝彦議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選者を決定するクジを行います。

2本のクジの内、先端が赤く塗られた方を引いた被選挙人を議長の当選人とします。ただいまの順序により大嵯暁美議員と荒井勝彦議員クジを引いてください。

立会人、よろしいですか。

[都筑新悟議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ]

○臨時議長（丸田博雅君）

立会人と両被選挙人は席に戻ってください

クジの結果を報告します。クジの結果、大嵯暁美議員が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

[事務局職員が議場出入口を開錠]

○臨時議長（丸田博雅君）

ただいま議長に当選されました大嵯暁美議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって議長当選の告知をします。

この場をお借りして、議長に当選されました大嵯暁美議員より、議長就任の挨拶をお願いします。

○議長（大嵯暁美君）

みなさん、おはようございます。

正直なところ、自分が入るとは全然思っておらず、何もあいさつを考えてきませんでした。本当に町の発展のために、活性化のために、それと住民の幸福のために一生懸命頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

[降壇して自席に着席]

○臨時議長（丸田博雅君）

私はここで交代します。御協力ありがとうございました。

[臨時議長 丸田博雅議員 臨時議長席から降席]

[新議長 大嵯暁美議員 議長席へ 登席し、着席]

○議長（大嵯暁美君）

それでは、ただいまから議長として議事を進めさせていただきますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をします。

本臨時会に、説明員として出席を求めた者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しましたから、御了承願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第3 議席の指定

○議長（大嵯暁美君）

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（大嵯暁美君）

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員を指名します。

日程第5 会期の決定

○議長（大嵯暁美君）

日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第6 美浜町議会副議長の選挙

○議長（大嵯暁美君）

日程第6、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の出入りを閉鎖させます。

〔事務局職員 議場出入口施錠〕

○議長（大嵯暁美君）

ただいまの出席議員は、12名であります。

ここで、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員を指名します。

投票用紙を配布します。

〔事務局職員 投票用紙を全議員に配布〕

○議長（大嵯暁美君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暁美君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔事務局職員が壇上で投票箱を点検し、議長及び議員席に向けて、投票箱の中がカラであることを確認させる。〕

○議長（大嵯暁美君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、地方自治法第118条の規定に、公職選挙法第68条の2で規定する按分規定は除外されております。同姓の方がみえるので姓のみの記載票は、無効票となりますので、御了承願います。

ただいまから投票を行います。1番 都筑新悟議員から順に、議席の番号順に順次投票願います。

[都筑新悟議員から順に投票、投票中は議長が投票口を目視確認]

[他の議員の投票が終わり、事務局職員が議長席へ投票箱を掲げ、議長が最後に投票]

○議長（大岩暁美君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩暁美君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員、開票の立会をお願いします。

[都筑新悟議員・野田増男議員 壇上の投票箱前で開票立会]

[事務局職員が開票作業を行い、開票結果確認表を作成、議会事務局長へ渡す。]

[議会事務局長は、開票結果確認表と開被した投票用紙を確認し、議長に報告。]

○議長（大岩暁美君）

立会人、よろしいですか。

[都筑新悟議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ]

○議長（大岩暁美君）

立会人は席に戻ってください。

[立会人が自席へ着席]

○議長（大岩暁美君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 12票、そのうち有効投票12票、無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、中須賀敬議員4票、大岩靖議員4票、廣澤毅議員3票、荒井勝彦議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。中須賀敬議員と大岩靖議員の得票数はいずれもこれを超えておりますが、両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、クジで当選者を決定することになっております。

○議長（大岩暁美君）

中須賀敬議員と大岩靖議員が、議場におられますので、クジを引いていただきます。クジは2回引きます。1回目は、クジを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。クジは、こよりで行います。

中須賀敬議員、大岩靖議員、壇上にお越しく下さい。1番 都筑新悟議員、12番 野田増男議員、クジの立ち会いをお願いします。

まず、クジを引く順序を決めるクジを行います。2本のクジの内、先端が赤く塗られた方を引いた被選挙人を、当選人決定のクジを引く第一位者とします。

中須賀敬議員と大岩靖議員、クジを引いてください。

立会人、よろしいですか。

[都筑新悟議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ]

○議長（大岩暁美君）

クジを引く順序が決定しましたので報告します。第一位者に大岩靖議員、第二位者に中須賀敬議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するクジを行います。

2本のクジの内、先端が赤く塗られた方を引いた被選挙人を副議長の当選人とします。ただいまの順序により大岩靖議員と中須賀敬議員クジを引いてください。

立会人、よろしいですか。

〔 都筑新悟議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ 〕

○議長（大嵯暁美君）

立会人と両被選挙人は席に戻って下さい。

クジの結果を報告します。クジの結果、中須賀敬議員が副議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔 事務局職員が議場出入口を開錠 〕

○議長（大嵯暁美君）

ただいま副議長に当選されました中須賀敬議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって副議長当選の告知をします。

この場をお借りして、副議長に当選されました中須賀敬議員より、副議長就任の挨拶をお願いします。

〔 副議長 中須賀敬議員 登壇 〕

○副議長（中須賀敬君）

みなさん、おはようございます。

只今の選挙結果により副議長に就任しました中須賀敬です。精一杯2年間頑張っていきますので、みなさんもぜひお力添えをよろしくお願ひいたします。執行部の方々もよろしくお願ひいたします。

〔 降 壇 〕

日程第7 所信表明について

○議長（大嵯暁美君）

日程第7、所信表明についてであります。

町長の登壇を許可します。

〔 町長 八谷充則君 登壇 〕

○町長（八谷充則君）

改めましておはようございます。

本日、令和5年第2回美浜町議会臨時会にあたり、議員の皆様には御多忙中にもかかわらず、御出席くださり、誠にありがとうございます。

議員の皆様方には大変激しい選挙戦を戦い抜かれ、見事当選の栄誉を勝ち取られましたことを、心からお喜び申し上げます。

先ほど新議長として大嵯暁美議員、そして副議長に中須賀敬議員が御当選になり誠におめでとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。

議長の許可がありましたので、私の所信の一端を述べさせていただきます。

私は先月執行された美浜町長選挙におきまして、町民の皆様からのご支持、ご支援を賜り、町長に当選させていただきました。この場をお借りして、町議会議員の皆さま、町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

さて、私は美浜町が最優先で取り組むべき課題は、人口減少、少子高齢化問題であると訴えてまいりました。「子どもの笑い声のあふれる美浜町に」と訴えてまいりました。

子どもから高齢者まで、誰もが住みやすい、住み続けたいまち、町の未来に夢と希望の描けるまち、「みはま」を作ることが、私の目指すまちづくりであり、その象徴が「子どもの笑い声のあふれるまち」ということです。決して簡単な事ではありません。

選挙戦を通して何度も訴えてきたことですが、ここ数年、美浜町で生まれる子供の数が年間100人を切っています。コロナにより全国的に生まれる子供の数が減っているとはいえ、減りすぎです。美浜の未来を拓くのは誰でしょう。老いたとき、助けが必要なとき、支えてくれるのは誰でしょう。

それは、成長した子どもたちです。わたしは、子どもを産み育てる町として、選んでもらえるまちづくり、子育て支援事業を実施していきます。具体的な施策としては、魅力ある小中一貫校の整備の他、保育所で使う紙おむつの無償提供、子どもの多い家庭の負担を軽減するため

の給食費の一部無償化、妊産婦の医療費の補助、遊具広場、子ども家庭センターの整備などを実施していきます。

小中一貫校の整備については、これまでの経緯、現在の検討状況について、早期に住民説明会を開催するよう担当部署に指示をいたしました。保育所で使う紙おむつの無償提供、妊産婦の医療費補助については必要な予算を6月議会定例会に上程させていただきます。給食費については、対象者の洗い出し、徴収システムの検討を進め、2学期の始まる9月には実施したいと考えています。遊具広場については、運動公園整備事業に合わせ実施してまいります。子ども家庭センターについては、用地の選定、施設整備のための設計業務、建設工事と計画的に進めてまいります。

決して、高齢者をないがしろにしているのではありません。豊かな社会を作ってくれた高齢者を支えていくことは私たち現役世代の使命です。地域の衰退を食い止めるためにも、高齢者の生活を支援していくためにも、子どもの数を増やしていかなければいけません。

本町の少子化は深刻であり、本町が子育て世代に子どもを産み育てる町として選ばれていない現状を受け止め、対処していかなければいけません。子育て世帯は、お金を稼ぎ、町を支える若者と、町の未来を担い、切り開いていく子どもたちの世帯であり、ここを増やしていかなければ、みはまの明るい未来を描くことはできません。

美浜の良さは、地域の繋がりであり温かさです。地域の宝である子どもを、みんなで見守り、育てるまち、子どもの笑い声のあふれるまち、活気あるまち、高齢者も障害のある人も生き生きと暮らせるまち、そんなまち「みはま」を私がつくってまいります。

私は、子どもの笑い声のあふれるまち、美浜の未来を拓くための7つの政策を進めてまいります。1つ目は生活・教育環境の改善及び充実、2つ目は、子育て支援施策の充実、3つ目は、企業誘致等による働く場と税収の確保、4つ目は、美浜の特性を生かした地場産業の育成と地域商店街の活性化、5つ目は、質の高い医療、福祉の提供、6つ目は、男女共同参画、多世代交流、スポーツによるまちづくりと文化・芸能の継承、7つ目は、情報発信力の強化と透明性の確保です。どれも着実に進めてまいります。

私は役場職員として36年余、最後は副町長として、地元根付き、どの候補者よりも美浜の現状を知っている、陸上競技場の管理運営、小中一貫校などの課題に直ちに対応できる即戦力を訴えてまいりました。また、これまでの反省から行政報告会、対話集会の開催により行政の情報を住民の皆様に伝え、皆様の声に耳を傾けることを訴えてまいりました。着実に実行してまいります。

選挙の結果は、私の得票率は約44%でした。美浜の現状をこのままではいけない、変えなければと訴えた候補者は約34%、電気料金の低減など生活苦対策を訴えた候補者は約22%でした。そのどれもが皆様の切実な思いです。

町の課題を解決していくことと同時に、この停滞した現状を変え、明るいものに変えていく、そして日々の生活に苦しむ方々を支えていく、すべてに伝えていくことが、今回の選挙で選ばれた私の使命であると考えております。

職員と一丸となり、町民の皆さまの期待に応えていくため、全身全霊を傾けていく覚悟でございます。

町議会議員の皆さま、町民の皆さまのご理解とご支援を心からお願ひ申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

[降 壇]

○議長（大嵯暁美君）

以上で、町長の所信表明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に第1委員会室で、仮議会運営委員会を開催願います。

再開時間は、おって放送でお知らせします。

[午前 10 時 02分 休憩]

[午前 10 時 30分 再開]

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（大嵯暁美君）

日程第8、美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

各委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議席に配付しました名簿のとおり、選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員はお手元の名簿のとおり、選任することに決定しました。

常任委員会委員名簿

名 称	定 数	委 員	(議席番号順)
総務産業常任委員会	6 名	茶谷 佳宏、大嵯 暁美、橋場 友昭、森川 元晴、荒井 勝彦、野田 増男	
文教厚生常任委員会	6 名	都筑 新悟、丸田 博雅、野田 謙弥、中須賀 敬、廣澤 毅、大岩 靖	

議会運営委員会委員名簿

名 称	定 数	委 員	(議席番号順)
議会運営委員会	4 名	橋場 友昭、森川 元晴、廣澤 毅、野田 増男	

○議長（大嵯暁美君）

ここで、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま選任された委員により各委員会を開き、委員会条例第6条第2項の規定により正副委員長を互選され、議長に報告願います。各議員は、議員控室に待機し、第1委員会室において、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の順に、各委員会を開催してください。

再開時間は、おって放送でお知らせします。

[午前 10 時 31 分 休憩]

[午前 11 時 50 分 再開]

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、諸般の報告をします。

休憩中に開催した各委員会において、正副委員長が互選されましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に野田増男議員、副委員長に橋場友昭議員、文教厚生常任委員会委員長に大岩 靖議員、副委員長に野田謙弥議員、議会運営委員会委員長に廣澤 毅議員、副委員長に森川元晴議員、以上のとおり決定されました。

以上で報告を終わります。

日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙

○議長（大嵯暁美君）

日程第9、知多南部衛生組合議会議員の選挙を行います。

知多南部衛生組合議会議員は、知多南部衛生組規約第5条の規定により、本町議会議員より4人を選挙することになっています。

お諮りします。

知多南部衛生組合議会議員選挙の方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長による指名推薦で行うことに決定しました。

知多南部衛生組合議会議員に、中須賀 敬議員、大岩 靖議員、野田謙弥議員、私、大嵯暁美の、以上4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の議員を知多南部衛生組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の議員が、知多南部衛生組合議会議員に当選されました。

当選された4人の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第10 知多南部消防組合議会議員の選挙

○議長（大嵯暁美君）

日程第10、知多南部消防組合議会議員の選挙を行います。

知多南部消防組合議会議員は、知多南部消防組規約第5条の規定により、本町議会議員より4人を選挙することになっております。

お諮りします。

知多南部消防組合議会議員の選挙方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定しました。

知多南部消防組合議会議員に、中須賀敬議員、野田増男議員、橋場友昭議員、私、大嵯暁美の、以上4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の議員を、知多南部消防組合議会議員の当選者と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の議員が、知多南部消防組合議会議員に当選されました。

当選された4人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11 知多南部広域環境組合議会議員の選挙

○議長（大嵯暁美君）

日程第11、知多南部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

知多南部広域環境組合議会議員は、知多南部広域環境組規約第5条並びに第6条第1項の規定により、本町議会議員より3人を選挙することになっています。

お諮りします。

知多南部広域環境組合議会議員の選挙の方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、議長による指名推選とすることに決定しました。

知多南部広域環境組合議会議員に、中須賀敬議員、大岩靖議員、私、大寄暎美の、以上3人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3人の議員を、知多南部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大寄暎美君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3人の議員が、知多南部広域環境組合議会議員に当選されました。

当選された3人の議員が議場におられますので、会議規則第312条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長（大寄暎美君）

ここで、暫時休憩とします。

再開を午後1時とします。

[午前 11 時 56 分 休憩]

[午後 1 時 00 分 再開]

日程第12 承認第1号 専決処分事項の報告承認についてから

同意第2号 美浜町監査委員の選任についてまで 6件一括提案説明

○議長（大寄暎美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、承認第1号 専決処分事項の報告承認について から、同意第2号 美浜町監査委員の選任について まで、以上6件を一括議題とします。

以上、6件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

本日ご提案申し上げますのは、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてを始め、6件でございます。

なお、承認第1号から承認第3号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、関連する本町条例の一部改正を3月31日付けで、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由をご説明致します。

はじめに、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

以上3件の承認議案の施行日は、いずれも令和5年4月1日とするものでございます。

次に、議案第26号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,772万8,000円を追加し、補正後の予算総額を81億4,564万8,000円とするものでございます。

次に、議案第27号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ、5万円を追加し、補正後の予算総額を22億8,275万9,000円とするものでございます。

次に、同意第2号 美浜町監査委員の選任についてでございますが、議会選出の監査委員として、森川元晴氏を選任致したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

森川元晴氏は、平成19年以来、計5期にわたり美浜町議会議員に当選され、その間、文教厚生常任委員会の委員長を歴任され、更に平成27年から2年間美浜町議会議長を務められました。

また、知識、経験とも豊かで監査委員として適任でありますので、ご同意くださいますよう、よろしくお願いたします。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第1号から議案第27号までの詳細につきましては順次担当部課長から説明致しますので、慎重にご審議頂き、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔 降 壇 〕

○総務部長（中村裕之君）

それでは、承認第1号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例の一部を改正する条例でございます。

資料1の美浜町税条例の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町税条例新旧対照表を併せてご覧ください。

改正の内容につきましては、地方税法等の改正に伴い、第44条、第46条、第48条、第90条及び第93条では、施行規則様式の新設等を、附則第8条では、肉用牛売却による事業所得に係る町民税課税の特例措置の延長に伴う字句の整理を、附則第10条では、法律改正に伴う読替規定の字句の整理を、附則第10条の2では、法規定の新設に合わせ、項ズレによる字句の整理を、附則第10条の3では、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者の申告について、法規定の新設に合わせ、項の新設及び条例の項ズレ等による字句の整理を、附則第12条の2では、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例において、法律改正に合わせ、字句の整理を、附則第15条の2では、軽自動車税の環境性能割の非課税において、法律改正に合わせ、同条の削除を、附則第15条の6では、軽自動車税の環境性能割の税率の特例において、法律改正に合わせ、同条第3項の削除を、附則第16条では、軽自動車税の種別割の税率の特例において、法律改正に合わせ、項ズレによる字句の整理及び項の削除を、附則第16条の2では、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例において、規定の整備を、附則第17条の2では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例において、法律改正に合わせ条文の整備をするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。資料2の美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例条文別改正内容及び美浜町都市計画税条例新旧対照表を併せてご覧ください。

改正の内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、附則第2項から第6項では、法改正に合わせ、項ズレにより字句の整理を、附則第17項では、法律改正に合わせ、条文の整理を。附則第18項では、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例において、法律改正に合わせ、字句の整理をするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

承認第1号及び承認第2号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますが、資料3をご覧ください。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯については、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき額を28万5,000円から29万円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

2割軽減の対象となる世帯についても、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき額を52万円から53万5,000円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

次に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例 条文別改正内容をご覧ください。第24条においては、軽減判定所得の基準額の見直しによる改正を、第24条の2第1項においては、規定の適正化をするものでございます。第25条の2第2項においては、雇用保険法施行規則の一部改正に伴い規定の整備をするものでございます。附則においては、それぞれの項において規定の適正化をするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

承認第3号の説明は、以上でございます。

○総務課長（百合草俊晴君）

次に、議案第26号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、始めに、歳出からご説明しますので、補正予算書の14、15ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍住民基本台帳事務において、ファクシミリ証明機器の設定変更に伴う手数料を、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金給付に係る経費を、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、小学校施設整備事業において、野間小学校消火ポンプ呼水槽漏水及び上野間小学校電気設備絶縁不良に対応する修繕工事に伴う経費を計上致しました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の12、13ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費 国庫補助金、2節児童福祉費補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付（その他世帯分）に係る事業費及び事務費補助金を、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金給付（ひとり親世帯分）に係る支給事務費補助金を、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、今予算の財源不足分の繰入金を計上致しました。

議案第26号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藤井幹久君）

次に、議案第27号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、初めに歳出からご説明しますので、補正予算書32、33ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化についての周知チラシの作成に係る印刷製本費を増額計上いたしました。

次に、歳入をご説明しますので、30、31ページをご覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金においては、歳出で計上しました印刷製本費と同額を増額計上致しました。

議案第27号の説明は、以上でございます。

○議長（大嵯暁美君）

承認第1号から同意第2号までの説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時間は、おつて放送でお知らせいたします。休憩中に全員協議会を開きますので、議員の皆様は直ちに議員控室へお集まりください。

[午後 1 時 15 分 休憩]

[午後 1 時 45 分 再開]

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております6件の議題について、順次議事を進めてまいります。

最初に、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暎美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暎美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより承認第1号 専決処分事項の報告承認について を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

○議長（大嵯暎美君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。
次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暎美君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。
お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暎美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暎美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより承認第2号 専決処分事項の報告承認について を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

○議長（大嵯暎美君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暎美君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。
お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大嵯暎美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分事項の報告承認について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第26号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長（大嵯暁美君）

2番、茶谷佳宏議員。

○2番（茶谷佳宏君）

一般会計の3款民生費における給付費についてですが、子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件について、具体的に説明をお願いします。

○健康・子育て課長（下村充功君）

初めに低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてでございますが、児童扶養手当の受給者がまず最初になります。こちらはですね、低所得のひとり親世帯という形になります。次に先の低所得のひとり親世帯以外の住民税の均等割が非課税の子育て世帯をその他低所得の子育て世帯という形で2つの世帯について支給するものです。支給額につきましては、児童1人につき5万円となります。なお、国からは可能な限り速やかに支給することとのことで、児童扶養手当の受給世帯については県が把握していますので、申請不要という形で支給します。また、その他低所得の子育て世帯につきましては、令和4年度にも同様に給付金を実施しておりますので、令和4年度に受給された方につきましても申請不要となっています。その他低所得の子育て世帯につきましては、今年度非課税になられた方、家計急変された方につきましては、申請が必要となっています。申請不要の方につきましては、5月中の支給を予定しております。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第26号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長（大嵯暁美君）

1番、都筑新悟議員。

○1番（都筑新悟君）

一般管理事業の印刷費本費について質問します。マイナンバーカード導入による保険証廃止ですが、現在の美浜町のマイナンバーカードの交付率ほどのくらいでしょうか。また、どのような形で保険証廃止チラシを周知していくのでしょうか。

○住民課長（藤井幹久君）

初めにマイナンバーカードの交付率ですが、本町全体で令和5年4月末日時点で75.3%でございます。次に周知でございますが、チラシを国民健康保険に加入されている方に周知する必要があることから、国民健康保険税当初課税の通知に同封する形で周知することを想定しております。

○議長（大嵯暁美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第27号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、次の議案は人事に係る議案のため、地方自治法第117条の規定により、森川元晴議員の退場を求めます。

[森川元晴議員 退場]

○議長（大嵯暁美君）

それでは、同意第2号 美浜町監査委員の選任について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町監査委員の選任について を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

[森川元晴議員 入場]

○議長（大嵯暁美君）

ここで、暫時休憩とします。議員と執行部は、着席のままお待ちください。

[午後 1 時 58 分 休憩]

[午後 2 時 2 分 再開]

○議長（大嵯暁美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、発議第5号 議会広報特別委員会の設置について が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」のとき]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号 議会広報特別委員会の設置について を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 発議第5号 議会広報特別委員会の設置について

○議長（大嵯暁美君）

追加日程第1、発議第5号 議会広報特別委員会の設置について を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。12番 野田増男 議員、説明願います。

[野田増男議員 登壇]

○12番（野田増男議員）

発議第5号 議会広報特別委員会の設置について。

美浜町議会に議会広報特別委員会を設置するため、美浜町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年5月11日提出、代表提出者、美浜町議会議員 野田増男、提出者、美浜町議会議員 橋場友昭、同じく、森川元晴、廣澤毅。提案理由、この案を提出するのは、住民の議会に対する要望等の正確な把握並びに住民に親しまれる議会広報の編集発行のため、必要があるからである。

別紙を読み上げます。

- 1、特別委員会の名称は、議会広報特別委員会です。
 - 2、設置目的、住民から議会に対する意識及び要望の正確な把握並びに住民にわかりやすく、親しまれる議会広報の編集・発行のあり方についての調査研究を設置目的とします。
 - 3、委員の定数は、6人とするものです。
 - 4、議会閉会中の活動。議会広報特別委員会は、その目的達成のため、地方自治法第109条第8項の規定により、議会閉会中においても、継続して調査研究を行うものとする。
- 以上、議会運営委員会として全会派一致での提案です。皆様の慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

[降 壇]

○議長（大嵯暁美君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議会広報特別委員会の設置について、議事を進めてまいります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第5号 議会広報特別委員会の設置についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大嵯暁美君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大嵯暁美君）

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（大嵯暁美君）

追加日程第2、議会広報特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大寄暎美君）

御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

議会広報特別委員会委員名簿

名 称	定 数	委 員	(議席番号順)
議会広報特別委員会	6 名	都筑 新悟、大寄 暎美、橋場 友昭、野田 謙弥、大岩 靖、野田 増男	

○議長（大寄暎美君）

ここで暫時休憩します。

休憩中に議会広報特別委員会を開催し、正副委員長の互選をされるようお願いいたします。

再開時間は、おって放送でお知らせします。

[午後 2 時 6 分 休憩]

[午後 2 時 35 分 再開]

○議長（大寄暎美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで諸般の報告をします。

休憩中に開催しました議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので報告します。議会広報特別委員会委員長に野田謙弥議員、副委員長に橋場友昭議員、以上のとおり決定されました。

以上で、報告を終わります。

日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大寄暎美君）

日程第13、議会閉会中の継続調査事件について を議題とします。

議長あてに議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、議会閉会中の継続調査事件としたいとの申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大寄暎美君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶を願います。

[町長 八谷充則君 登壇]

○町長（八谷充則君）

第2回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今臨時会に上程いたしました承認第1号 専決処分事項の報告承認についてをはじめ6議案につきましては、いずれも慎重審議のうえ、全議案お認めいただき、まずもって御礼申し上げます。

先の統一地方選挙において、私を含め議員の皆様それぞれが美浜を良くしたい、その思いで政策を訴えてまいりました。登る道は違うけれども、目指すべきゴール、山頂は一緒だとある議員が仰っていました。言われるとおりだと思います。

私と議員の皆様との違いは、私には予算編成権、執行権があるということです。皆様には議決権があります。さらに、民意を代表して行政を監視し、チェックすることが求められています。私が山頂へ向かう道を進むとき、民意から逸れていたらハンドルを戻す。スピードを出しすぎていたらブレーキを踏む。遅ければアクセルを踏む、ということも求められています。車に例え、町長と議会は両輪と言われま

すが、さらにアクセル、ブレーキ、ハンドルだとも思います。時には慎重に、時には大胆に、安全運転で、目指すべきゴールに向かい、ともに協力していくことをお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[降 壇]

○議長（大寄暁美君）

ありがとうございました。これにて、令和5年第2回美浜町議会臨時会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

[午後 2 時 40 分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年5月11日

美浜町議会

臨時議長	丸田博雅
議長	大寄暁美
議員	都筑新悟
議員	野田増男